

第1回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議 議事録概要

1. 日時：2025年4月18日（金）：13:30-15:30
2. 場所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 12E／Teams 会議（ハイブリッド開催）
3. 出席者：
（委員）橋本座長、宮園座長代理、天谷委員、伊藤委員、上田委員、川原委員、桑田委員、佐々木委員、榎木委員、染谷委員、恒藤委員、中尾委員、山越委員、渡部委員
（政府側）濱野内閣府事務局長、塩崎内閣府事務局長補、藤吉内閣府審議官、白井内閣府参事官、吉田内閣府企画官、米山内閣府大臣官房審議官、垣見内閣府大臣官房参事官、上田内閣府大臣官房企画官

4. 主な議題：

（1）会議趣旨説明

冒頭、濱野内閣府事務局長から以下のような設置主旨についての説明と挨拶がなされた。

（2）座長・座長代理挨拶

橋本座長および宮園座長代理から挨拶がなされた。

（3）事務局説明

事務局から、資料についての説明があった。

（4）討議

橋本座長から本日の会議の流れについて説明があり、下記の4つの議題に沿って討議がなされた。

- ① 手順書 素案 第1章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
（1）基本的な考え方について
- ② 手順書 素案 第1章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
（2）本手順書の性格・位置付けについて
- ③ 手順書 素案 第1章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
（3）用語の定義について
- ④ 手順書 素案 第1章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
（4）各主体に求められる役割について

各議題における有識者委員からの主なコメント

① 手順書 素案 第1章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
(1) 基本的な考え方について

- 研究インテグリティとは、大学や学術研究が社会的にあるべき姿を棄損しないように役割を果たすことであり、研究不正や利益相反を防ぐことが含まれる。一方、研究セキュリティは、悪意ある行為者から未公表の情報を守ることであり、自律的対応だけでは不十分であり、別途施策が必要である。
- リスク軽減（ミティゲーション）はリスクをゼロにするのではなく、学術研究の継続を可能にするための重要な方法論であり、責任はシェアードレスポンシビリティの考え方にに基づき政府や大学がそれぞれ役割を果たすべきである。
- 手順書には人権尊重を重視し、特定の国籍を排除しない方針を含めることが重要である。
- 研究環境の自由とオープン性の重要性に言及されている点は賛同するが、「共同」や「同志国等」といった文言の表現は「協働」や「相互の信頼を構築し」などに修正する方が適切である。
- 前提として、手順書の対象読者（ファンディングエージェンシー、研究機関、研究者個人など）を明確にした方が良い。
- 研究セキュリティの範囲や既存部署の統合方法が不明瞭であり、組織の在り方が課題となっている。これまでの「自らを律する」立場から「自らで守る」立場への転換が求められ、外国からの干渉への対応も議論が必要である。手順書策定において、外国からの干渉への対応範囲を明確にしてほしい。
- 研究セキュリティを考える際、曖昧な部分を残すと研究者が判断に迷う場面が多い。特に、留学生や海外研究者の受け入れや機微情報の扱いにおいて負担が大きい。一方で、手順書が厳格すぎると形骸化の恐れがあり、運用上の課題解消には緻密な設計が求められる。
- JST は曖昧さを排除し、リスクマネジメントの範囲を「できるだけ狭く」設定する方針を採用している。リスクが発生するケースは全体の1%から数%程度と予想され、該当する場合は契約時点で明確化し、リスクマネジメント変更が必要な場合は、修正する形で対応を予定している。
- 資料2のP21 冒頭における「研究成果の公開や学問の自由等を前提として」という記載は分かりづらいため、記載方法を工夫しても良いのではないかと。
- 資料2のP21 における「国籍、人種、宗教・文化等の違いによる差別を認めない」という点に関して、「このような対応は不適切である」といった例示があると、マネジメント現場としては非常に助かる。
- 企業が共同研究を依頼する際に特定の国の方に関与してほしくないという要望まで否定されると、企業側として共同研究はしにくくなる。その点については、一つの条件として残してほしい。
- 営業秘密の指定が研究機関に委ねられることで、情報漏洩時のけん制が効かなくなる懸念がある。また、サイバー攻撃などで被害者側が責められる現状の法制度についても整理が必要

である。

② 手順書 素案 第 1 章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方針における
(2) 本手順書の性格・位置付けについて

- 資料 2 の P.23 に記載されている（実効性を担保するための措置）の内容は理解できるが、実効性を担保する基準としては緩いのではないか。特に、高水準の研究セキュリティには相応のデュー・ディリジェンスが求められる。現状では多くの負担がファンディングエージェンシーに集中しているように見受けられるが、その理解は正しいか。
- 資料 2 の P.21 に記載されている（対応方針）の中の「スモールヤード・ハイフェンス」という概念は説明が容易だが、ヤードの境界を定めるのが難しく、デュアルユース技術などの連続的な要素技術の範囲をどのような基準で区切るのかが課題である。
- 経済安全保障上重要な研究領域の定義やリスクマネジメントの範囲の中でもミティゲーションを要する 1%の判断基準が不明確であり、大学側の負担が大きくなる懸念がある。現在はファンディングエージェンシーが判断しているが、今後大学にとっても持続可能な制度となることが求められる。
- 資料 2 の P.23 に記載されている（実効性を担保するための措置）の中の公募要領における「要件」とは、申請時、実施時、途中段階のどこまでを含むのかが不明瞭である。

③ 手順書 素案 第 1 章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方における
(3) 用語の定義について

- 資料 2 の P.27 における「デュー・ディリジェンス」の説明の中で、相手方の信頼性を確認するための具体的な手法が手順書に記載されていると良い。また、大学のリテラシーを向上させるため、政府がガイドラインやデュー・ディリジェンスのための推奨業者、指導書等を指針として提示してほしい。
- 外国からの干渉を受けやすいスタートアップやベンチャーキャピタル等の脆弱な部分について、大学がガバナンスまで責任を取るかという点は疑問である。
- 資料 2 の P.27 における「デュー・ディリジェンス」の中の「別途入手可能な情報」について、現場では既にレピュテーションリスクの観点から広範な調査を行っており、公募においてどの範囲まで調査すべきかを明確に示してほしい。
- 「デュー・ディリジェンス」の定義については、手順書に「オープンソースの情報等に基づいて」など、簡潔に記載すれば十分である。主語として「研究機関が」という表現を、第 2 章以降で定義すれば問題ない。

④ 手順書 素案 第 1 章 研究セキュリティと研究インテグリティへの基本的な対応方における

(4) 各主体に求められる役割について

- 資金配分機関の役割として、「スモールヤードを指定する」という趣旨の文言を追加すべきである。
- 企業が研究開発や M&A、特に海外機関との共同研究を行う際には、日本法に加え様々な海外機関のサンクションリストへの対応が必要だが、中には有料情報も含まれており、全てに対応することは困難である。
- 実際の大学現場における対応の多くはレピュテーションリスクであるため、イントロダクションにその対応方法や相場感についての記載があるとありがたい。
- アカデミアにおけるマネジメント人材育成を支援するため、政府には人材育成や大学事務職員向けのマネジメント研修プログラムの実施を求めたい。
- 研究者が研究に割く時間を十分に確保できない点は深刻であり、プロジェクト申請の支援には URA の役割が重要だが、セキュリティに詳しい人材が不足しているため、URA の組織的な育成が課題となっている。また、デュー・ディリジェンスを行う際には、主要な調査機関へ多額の費用を支払うのではなく、生成 AI 等を活用した組織独自の工夫やカスタマイズを実施できるような支援も検討してほしい。

以上